

3年間保存

福岡県立ありあけ新世高等学校

生徒心得



学籍番号

氏名

学校ビジョン

新世生よ、人生のプロデューサーたれ!

「自分にできることは何か？」と意識高く問いかけ、

若さと強い精神力で困難に立ち向かい、

「なりたい自分」をしっかりと見すえて努力し、

場をわきまえ、相手を重んじた言動で心深く通じ合い、

人生を自らの手で仲間とともに切り拓け。

我が国に脈々と流れる「誠実・勤勉・思いやりの心」を受け継ぎ、

地域に根ざして活躍することに静かな誇りを持って。

生徒行動指針

- 1 笑顔で明るく、大きな声で挨拶しよう
- 2 失敗を恐れず、自ら進んで行動しよう
- 3 自分の意見を持ち、相手に伝えることができるようになろう
- 4 自分たちの力で、企画・運営していく実行力を身につけよう
- 5 いろいろなことにチャレンジし、自分の夢や道を拓こう

目 次

生徒心得	1
諸規定（制服・通学バッグ・頭髪等について）	2
（校内・校外生活、通学上の注意）	3
制服の着こなし図（冬服）	4
（夏服）	5

ありあけ新世高校 生徒心得

ありあけ新世高校は、「自律」「自彊」「飛躍」の校訓の下、生徒一人ひとりが主体的に物事を選択決定し、責任ある行動を積極的に行いながら、集団や社会の中で自己を生かす能力を培う学校です。また、学校教育や課外活動において、豊かな生活体験を行うことにより、自己理解を深め、人生観や価値観をしっかりと形成し、人間としての在り方・生き方を自覚するように努力する学校です。

この生徒心得は、本校の生徒としての在り方の基礎・基本を示したものであり、自己に誇りと責任を持ち、未来に羽ばたくことのできる人間となれるよう、規律ある行動を実践しましょう。

『校 訓』

「自律」・・・自らを律して自分のことは自分で行うこと。

「自彊」・・・自分自身を励まし、絶え間なく頑張ること。

「飛躍」・・・勢い良く活躍し、大きく外に飛び出すこと。

1 心身ともに健康で人間性豊かな生徒を目指そう

- (1) 礼儀・服装・時間厳守などの基本的習慣を身に付けよう。
- (2) 明るく元気に挨拶をかわし、正しい言葉遣いをしよう。
- (3) 友人とは、互いの人格を尊重すると共に、言動には配慮し、思いやりの心を持って接しよう。
- (4) 他の人には愛情と思いやりの心に裏付けられた、人間関係が築けるようになろう。
- (5) 服装は、清潔で爽やかさを心がけ、本校生徒としての品位を保とう。
- (6) 心身の健康に留意し、一人で悩みを抱え込まないようにしよう。

2 自主的・自律的に行動できる生徒を目指そう

- (1) 規律と責任を重んじ、規律正しく、責任ある行動をとろう。
- (2) 自己の適切な判断基準や価値観を養い、主体的に選択、決定できる能力を身に付けよう。
- (3) 生活時間については、自覚を持ち規則正しいリズムを作ろう。また、集会や授業等の時間を厳守しよう。
- (4) 公の場においては、公共の利益を損なわないよう、マナーを守って行動しよう。また、交通安全には十分注意しよう。
- (5) 学校行事や課外活動などには自ら進んで積極的に参加し、充実した学校生活を送ろう。

3 自己理解に努め自己の個性を生かすことのできる生徒を目指そう

- (1) 自他共に個性を尊重するとともに、集団の中では協調性を発揮しよう。
- (2) 自分を否定したりしないで、自分を正しく評価するとともに自己を受容しよう。
- (3) 自分をありのままに認め、素直な気持ちを持つようにしよう。
- (4) 個性と身勝手をはき違える事なく、自分に自信と誇りを持ち行動しよう。
- (5) 個性の表現は外見だけでなく、内面から表現できるよう努めよう。

4 地域社会及び国際社会で活躍できる生徒を目指そう

- (1) 異文化体験活動等に積極的に参加しよう。
- (2) 留学やホームステイ等の機会を積極的に利用しよう。
- (3) 地域社会における諸行事や、ボランティア活動に積極的に参加しよう。
- (4) 地域の人々や自然・文化とのふれあい等をとおして、地域の形成者としての資質を養おう。
- (5) 自分の将来の社会的役割にかかわる目標を持ち、それを目指す使命感を持とう。

諸 規 定

1 制服・通学バッグ

- (1) 本校規定の制服を着用する。自己や学校に誇りを持ち、地域から信頼される着こなしをすること。
- (2) 本校では、特に衣替えの期間を設けないので、下記の制服を、季節・気候・体調等に合わせ、自分で考え組み合わせて着用する。ただし、フォーマル指定日には、フォーマルウェアを着用する。なおフォーマルウェアとは、学校指定の冬服又は夏服と紺色ソックス及び校章（冬服の場合）とし、髪が肩より長い生徒は一つ結びとする。（制服の着こなし図 ページ末）
 - フォーマル指定日：入学式、卒業式、各学期の始業式・終業式、式典、その他指示があった日。
 - フォーマルの期間：4/1～5/31・10/1～3/31 の期間は冬服、6/1～9/30 の期間は夏服とする。
 - 冬・夏服での組合せは自由とするが、併用は禁止する。

本校の制服は、以下の通りとする。

冬 服 (学校指定)	〔男子〕ブレザー・スラックス・シャツ（長袖・ロゴマーク入）・ネクタイ 〔女子〕ブレザー・スカート・スラックス・シャツ（長袖・ロゴマーク入）・リボン・ネクタイ
夏 服 (学校指定)	〔男子〕スラックス・シャツ（半袖・ロゴマーク入） 〔女子〕スカート・スラックス・シャツ（半袖・ロゴマーク入） ※スラックスを履く女子生徒は男子用のシャツを着用してもよい。
セーター (学校指定) ベスト (学校指定)	〔男女〕ホワイト・グレー（選択）
ソックス (学校指定)	〔男女〕 紺・白色（ロゴマーク入）
防 寒 着	〔男女〕 無地で、黒・紺・茶・グレーの色指定。スタイルについては特に指定しないが、事前に生徒指導課の許可を得ること。 ※校舎内での着用は認めない。 ※パーカー、スタジャンは禁止。また極端に丈が短いものは禁止。
マ フ ラ ー	〔男女〕 華美でないもの。※校舎内での着用は認めない。
校 章	〔男女〕 冬服については、コサージュタイプの胸章をつける。
通 学 靴	〔男女〕 黒又は茶色の革又は合成のローファー靴を使用する。
通学バッグ	自由とするが、学校生活において機能的で華美でないもの。

2 頭髪・化粧・装飾品等

- (1) 頭髪については、常に整髪（ワックス等の使用は禁止）し、清潔に心がけるとともに奇抜な髪型は行わず、本校生としての品位を保つこと。また、染髪やパーマ等、人工的に手を加えないこと。例外として、縮毛が極端な場合は矯正を認めるが、その影響で髪が赤くなった場合は、改善すること。前髪は目にかからないこと。
- (2) 髪が肩より長い場合は、フォーマル指定日や集会時、授業の内容により結髪すること。
- (3) 眉毛は清潔感を保ち、整える程度とする。
- (4) 化粧・アイプチ・カラーコンタクト、ピアス、その他不必要な装飾品については禁止する。
- (5) ピアッシングや整形等、人工的に手を加えないこと。

3 校内生活

- (1) 朝はゆとりをもって登校するよう心がけ、放課後は19時30分までには下校すること。学校行事や部活動などの活動については、責任教師監督の下20時00分までに完全下校とする。
- (2) 登校後の外出・早退はホームルーム担任等に届け、許可を受ける。
- (3) 生徒相互間の金銭・物品の貸借及び物品の売買は行わない。
- (4) トランプやゲーム等の娯楽品、漫画・雑誌の類を校内に持ち込むことは禁止する。
- (5) 携帯電話・スマートフォン等の校内での使用は厳禁とする。校内では、電源を切り通学バッグ等に収納すること。
- (6) ハンディファンの校内持ち込みを許可する。但し、授業中の使用は禁止する。空調機器のない実習室の使用においては、教科担任の指示に従うこと
- (7) 校内は公共の場であるので、校舎や器物を大切に扱うなどルールやマナーを守り、他人に迷惑をかけること。
- (8) ホームルームや授業に遅刻しないことはもとより、集会の際なども所定の時間に遅れないようにし、全員で協調し運営に協力しなければならない。
- (9) 職員室などへの入退室の際には、大きな声で挨拶をするなど、マナーを守る。
- (10) 自分の持ち物にはきちんと記名をするなど、自他のけじめをつけ、自己管理を徹底する。特に貴重品については、校内への持ち込みをできるだけ避け、やむを得ない場合にはロッカーを利用し、自己管理を徹底すること。

4 校外生活

- (1) ありあけ新世生としての誇りと品位を持ち、校名を傷つけることのないようにする。
- (2) 常に、社会生活を営むために守るべき社会規範を尊重した言動を行うこと。
- (3) 夜間外出や外泊は必ず保護者の許可を受けること。やむを得ず外出しなければならない時は、22時00分までに帰宅すること。
- (4) アルバイトは原則禁止とする。家庭の事情等がある場合は、保護者がホームルーム担任へ相談すること。
- (5) 保護者や職員の引率なしで宿泊を伴う旅行・キャンプ・登山・合宿等を行う場合は、必ずホームルーム担任を通じて学校に届けを出して、承認を得ること。

5 通学上の注意

- (1) 登下校時は、交通ルールを遵守し、自他共に生命の安全を確保するとともに、本校生徒としての自覚を持ち、制服を正しく着用し、責任ある行動をとること。
- (2) 時間厳守のため、常に余裕をもって登校すること。
- (3) 電車・バスの乗り降りは、マナーを守って安全に心がけること。駅・停留所・車内等では、節度ある行動をとり、公衆道徳を守ること。
- (4) 自転車通学者は、学校の許可を受け登録すること。なお、自転車通学用ヘルメット着用、自転車保険加入、自転車整備、レインウェア着用（傘さし運転の厳禁）を許可の条件とする。また、規定のステッカーを自転車に貼付し、所定の場所に駐輪し、必ず施錠すること。
- (5) 交通規則を遵守し、自他の安全のため1列で走行し、2人乗りや夜間の無灯火走行をしない。
- (6) 通学中だけに限らず、歩きスマホ、自転車走行中のスマホ利用（音楽を聴きながらの運転等）は厳禁とする。
- (7) バイク通学は、原則として認めない。但し、特別の事情（遠距離かつ公共交通機関の不便等）がある場合は、状況を検討し許可する。なお、交通ルールを遵守し、安全運転に心がけること。
- (8) 安全上の理由により、電動アシスト自転車の通学は、許可しない。

冬服

4/1~5/31,10/1~3/31におけるフォーマル指定日は冬服とする。
その際、髪が肩より長い場合は一つ結びとする。
：入学式、卒業式、各学期の始業式、終業式、式典、
その他指示された日

(頭髪) 男女共通

染色・パーマ・整髪料禁止
前髪は、目にかからない
集会・行事時は結髪
華美ヘアピン類禁止

(眉毛)

整える程度

(ピアス・整形等) 男女共通

ピアッシング・プチ整形等
人工的に手をくわえない

(校章)

校章をつける

(リボン・ネクタイ) 学校指定

リボンかネクタイをつける

(ネクタイ) 学校指定

ネクタイをつける

(ベルト)

華美でないもの
単色のもの

(シャツ) 学校指定

袖ボタンを留める

(セーター・ベスト) 学校指定

必ず学校指定を着用
セーターは袖から出さない
※フォーマル指定時は着用しない

(スラックス) 学校指定

ズボンのホックは必ず留める
ベルト着用

(タイツ)

冬服時のみ
着用可
黒色指定

(スカート・スラックス)

学校指定
スカートは膝頭が隠れる長さ
スラックスはベルト着用

(防寒着の着用)

無地で、黒・紺・茶・グレーの色指定。
マフラー、手袋類は華美ではないものを着用
校舎内の着用は認めない
パーカー、スタジャンは禁止

(ソックス)

学校指定 (白・紺)
※フォーマル指定日は紺

(アクセサリー)

ピアス、ネックレスなどのアクセサリーはつけない

(靴)

茶・黒の革(合成)

ありあけ新世高校

夏服

6/1~9/30 におけるフォーマル指定日は夏服とする。
その際、髪が肩より長い場合は一つ結びとする。
：各学期の始業式、終業式、式典、
その他指示された日

(頭髪) 男女共通

染色・パーマ・整髪料禁止
前髪は、目にかからない
集会・行事時は結髪
華美ヘアピン類禁止

(眉毛)

整える程度

(ピアス・整形等) 男女共通

ピアッシング・プチ整形等
人工的に手をくわえない

(シャツ) 学校指定

ロゴマーク入り
袖は折り曲げない
スラックスを履く
女子生徒は男子用
のシャツを着用し
てもよい

(リボン・ネクタイ) 学校指定

夏季は取り外し可

(ベルト)

華美でないもの
単色のもの

(スカート・スラックス)

学校指定
スカートは膝頭が隠れる長さ
スラックスはベルト着用

(スラックス) 学校指定

ズボンのホックは必ず留める
ベルト着用

(ソックス)

学校指定 (白・紺)
※フォーマル指定日は紺

シャツの下には華美でない下着を
着用すること

(靴)

茶・黒の革(合成)

ありあけ新世高校

生徒会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は福岡県立ありあけ新世高等学校生徒会と称する。
- 第 2 条 本会は生徒の自発的な学校活動への参加を促進し、その体験を通して協調性・責任感及び社会性など、社会人としての基礎を養うとともに、自律的精神に富み今日の国際社会にダイナミックに対応できる能力の育成を目的とする。
- 第 3 条 本会は生徒全員をもって組織し、会員はこの組織における権利と義務を有する。
- 第 4 条 本会会員は本会活動の経費として、所定の会費を納入する義務を有する。
- 第 5 条 本会の決定事項は、校長の承認を以て効力を発する。

第 2 章 議決機関

- 第 6 条 本会は議決機関として、生徒総会及び生徒議会を設置する。
- 第 7 条 生徒総会は本会最高の議決機関であり、下記の事項につき審議承認を行う。
- 1 会費及び予算の承認
 - 2 決算報告の承認
 - 3 規約の改正
 - 4 その他必要事項
- 第 8 条 生徒総会の定例会は年 1 回行い、臨時会は校長、生徒議会、会長又は生徒の 5 分の 1 以上の要請により会長がこれを召集する。
- 第 9 条 生徒総会は全会員の 3 分の 2 以上の出席を以て成立し、議決は出席人員の過半数以上の賛成を必要とする。
- 第 10 条 総会議長、副議長は生徒議会議長、副議長がこれを務める。
- 第 11 条 生徒議会は生徒総会に次ぐ議決機関であり、会の召集は会長、生徒議会議長、代議員の 5 分の 1 以上の要請により生徒議会議長が召集する。
- 第 12 条 生徒議会は各クラスの学級委員 2 名を以て構成する。議長及び副議長は代議員の中より互選する。
- 第 13 条 生徒議会は次の事項につき審議承認を行う。
- 1 ホームルームよりの提案事項
 - 2 総務よりの提案事項
 - 3 その他活動全般に関する事項
- 第 14 条 生徒議会は代議員の 3 分の 2 以上の出席を以て成立し、議決は出席代議員の過半数の賛同を以て決定する。

第3章 総務

- 第15条 本会には総務を置く。任期は9月から1年とし、会長1名、副会長1名、会計1名、書記1名、各専門委員会委員長を以て構成する。
- 第16条 会長、副会長、会計、書記については、生徒会会員の選挙により選出する。各専門委員会委員長については、本会会員の中から会長が本人の同意を得て選出し生徒議会で承認する。選挙については別の選挙規定に定める。
- 第17条 総務は本会に関する総括的企画及び庶務を行い、各々は次の任務を有する。
- 1 会長 本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合これに代わる。
 - 3 会計 本会予算の経理を行う。
 - 4 書記 生徒総会、代議員会の記録、その他書類を保管する。
 - 5 委員長 各専門委員会を代表し、委員会を総括する。

第4章 委員会

- 第18条 本会は委員会として専門委員会、特別委員会を設置し、各々の任務に従い所要事項の企画、実施を行う。
- 第19条 専門委員会（委員は各学級より選出）
- 1 学級委員会（2名）－ 代議員会活動、ホームルーム活動の促進
 - 2 校風委員会（2名）－ 生徒心得、校風維持、その他校内秩序の維持
 - 3 環境美化委員会（2名）－ 校内外環境整備、美化活動の企画実施
 - 4 体育委員会（2名）－ 体育活動の促進、体育的行事の企画実施
 - 5 文化委員会（2名）－ 文化活動の促進、文化的行事の企画実施
 - 6 保健委員会（2名）－ 保健衛生活動の企画実施
 - 7 図書委員会（2名）－ 図書館活動の促進、図書広報活動の企画実施
 - 8 交通委員会（2名）－ 交通安全活動の促進、駐輪指導
 - 9 ボランティア委員会（2名）－ 校内外のボランティア企画・運営
 - 10 食生活委員会（2名）－ マイランチデイの企画・運営
 - 11 産社・総探委員会（2名）－ 総合学科発表会企画・運営

第20条 専門委員の任期は半期とし再任は妨げない。

第21条 特別委員会

会長は特定の目的を遂行するために、必要に応じて一定期間に限り特別委員会を設置することができる。

第5章 ホームルーム

第22条 ホームルームは学級生徒全員で構成する。

第23条 各学級には学級委員、校風委員、環境美化委員、体育委員、文化委員、保健委

員、図書委員、交通委員、ボランティア委員、食生活委員、産社・総探委員各2名と、選挙管理委員2名を置く。任期は半期とするが選挙管理委員は1年とし、選出は学期初めに行う。

第24条 ホームルームは次の事項を行う。

- 1 学級意志の総括
- 2 生徒議会、生徒会総務より意見を求められた事項の調査及び決定
- 3 その他、ホームルームの運営に関する必要事項

第6章 会 費

第25条 本会会員は入会金として1,000円、会費として毎月1,000円を納入する。

第26条 本会予算は、別に定める会計規定に従って生徒会総務が原案を作成し、生徒総会がこれを決定する。

第7章 附 則

第27条 本規約の修正及び改正は生徒総会または生徒議会の過半数の承認を得るとともに校長の承認を得て成立する。

第28条 本規約は令和6年4月8日より施行する。

選 挙 規 定

第1章 総 則

第1条 この規定は生徒会規約第16条に基づき、会長、副会長、会計、書記の選挙に関して定めたものである。

第2条 本校生徒会会員は、すべて選挙権・被選挙権を有する。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は選挙に関する一切の責任を負い、公正な立場において選挙に関する事務を行う。

第4条 選挙管理委員会は各クラスより2名選出し、委員の中から互選により委員長、副委員長を選出する。

第5条 選挙管理委員の任期は1年とする。

第6条 選挙管理委員会は次のことを行う。

- 1 選挙告示
- 2 立候補受付
- 3 選挙ポスター、公約の掲示等選挙運動の管理

- 4 立会演説会の運営
- 5 投票の管理運営及び開票と結果発表
- 6 その他選挙に関する一切の事務

第3章 立候補

- 第7条 立候補受付期間は選挙を告示した日から10日間とする。ただし、立候補皆無の場合は、生徒会会員の中から生徒議会で推薦し、本人の同意を得た者を立候補者とする。
- 第8条 立候補者は、責任者とともに選挙管理委員会が定めた書式に基づき立候補届を選挙管理委員会へ提出しなければならない。
- 第9条 立候補者は1・2年次生とする。

第4章 選挙運動

- 第10条 選挙運動は立候補届け出のあった日から、投票の前日まで行うことができる。
- 第11条 次の事項に該当する選挙運動は行ってはならない。
- 1 校外での運動
 - 2 投票の強制
 - 3 その他選挙管理委員会が禁止した事項

第5章 投票及び開票

- 第12条 投票は選挙を告示した日から20日以内とする。
- 第13条 選挙は選挙管理委員会が管理のもとで本校生徒会会員の投票により行う。
- 第14条 立候補者が会長、副会長、会計、書記それぞれ1名の場合は信任投票を行う。
- 第15条 開票は即日、選挙管理委員会が行う。
- 第16条 次の投票は無効とする。
- 1 白紙
 - 2 正規の投票用紙を用いないもの
 - 3 選挙管理委員会が指定した以外の事項を記入したもの
 - 4 判読できないもの

第6章 当 選

- 第17条 選挙において最高得票者を当選とし、校長の承認を得て任命を受ける。
- 第18条 投票の結果、同じ得票数の場合は決戦投票を行う。
- 第19条 第14条に定める信任投票は、会員の過半数を超えるものとする。
- 第20条 前条の信任投票で信任されなかった場合は、選挙管理委員会は再選挙を行わなければならない。

第7章 附 則

- 第21条 本規定の修正及び改正は生徒総会または生徒議会の過半数の承認を得るとともに校長の承認を得て成立する。
- 第22条 本規定は平成15年4月8日より施行する。
本規定は平成31年4月8日より施行する。
本規定は令和6年4月8日より施行する。

生徒会会計規定

- 第1条 本会の経費は会費、入会金及び寄付金を以て充てる。
- 第2条 本会の予算は次の事項に分けて編成する。
- 1 総務費
 - 2 部活動振興費
 - 3 ユニフォーム費
 - 4 予備費
- 第3条 本会の予算は各部の要求に基づき生徒会顧問教員、生徒会会計、各部部長で原案を作成し、生徒議会に諮問し総会で決定する。
- 第4条 本会の現金出納管理は学校職員に委嘱する。
- 第5条 予算の執行は各部部長が規定の支出承認伺書を作成し、顧問教師に提出する。顧問教師は生徒会系の承認を得なければならない。
- 第6条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとし、会計は年度末に決算書を作成し会計監査委員より監査を受け、総会に報告しなければならない。
- 第7条 監査委員会は本会会計に関する全ての台帳、書類の監査をしなければならない。
- 第8条 監査は原則として総会の10日前までには終わらなければならない。
- 第9条 監査に当たっては生徒会顧問教員の立会を要する。
- 第10条 監査委員は生徒議会委員の中から3名選出し、委員長は互選による。

附 則

- 第11条 本規定の修正及び改正は生徒総会または生徒議会の過半数の承認を得るとともに校長の承認を得て成立する。
- 第12条
- 1 本規定は、平成15年4月8日より施行する。
 - 2 本規定は、平成31年4月8日より施行する。
 - 3 本規定は、令和6年4月8日より施行する。
 - 4 本規定は、令和7年4月7日より施行する。